

## 工事成績評定が低い工事に関する取扱いの見直しについて

### 1 現状

呉市では、平成26年度から請負代金額が250万円以上の工事（以下「評定対象工事」といいます。）について、新たな工事成績採点表により工事成績を評定しています。

### 2 目的

この度の見直しにより、更なる適切な施工及び工程管理等に基づく適正な工事目的物の確保を図ります。

### 3 見直し内容

工事成績評定が低いと判断される工事成績評定点59点以下の評定対象工事について、指名停止の対象となる基準を定めるなど、次のとおり取扱いを見直し、平成28年4月1日以降に発注する評定対象工事から適用します。

### 取扱いの見直し

〔旧〕現 状		〔新〕平成28年度以降	
		工事成績評定点 <b>49点以下</b> <u>1回目</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事担当部長及び工事担当課長は受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取</li> <li>・工事担当部長はてん末書を作成し、始末書とともに副市長まで供覧</li> <li>・<u>呉市入札参加業者資格審査会に諮り、指名停止とする。</u></li> </ul>
工事成績評定点 <b>59点以下</b> 1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工事担当部長及び工事担当課長</u>は受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取</li> <li>・<u>工事担当部長</u>はてん末書を作成し、始末書とともに副市長まで供覧</li> </ul>	工事成績評定点 <b>50～59点</b> 1回目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>工事担当課長</u>は受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取</li> <li>・<u>工事担当課長</u>はてん末書を作成し、始末書とともに副市長まで供覧</li> </ul>
工事成績評定点 <b>59点以下</b> <u>2回目</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>※同一年度に2回目</u>を発生させた場合</li> <li>・工事担当部長及び工事担当課長は受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取</li> <li>・工事担当部長はてん末書を作成し、始末書とともに副市長まで供覧</li> <li>・<u>呉市入札参加業者資格審査会に諮る。</u></li> </ul>	工事成績評定点 <b>50～59点</b> <u>2回目</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>※12か月以内に2回目</u>を発生させた場合</li> <li>・工事担当部長及び工事担当課長は受注者の事情聴取を行った後、嚴重注意し、始末書を徴取</li> <li>・工事担当部長はてん末書を作成し、始末書とともに副市長まで供覧</li> <li>・<u>呉市入札参加業者資格審査会に諮り、指名停止とする。</u></li> </ul>